

第 71 回長崎県個人情報保護審査会会議録

1. 会議の日時及び場所

- (1) 日時 平成 28 年 5 月 24 日(火) 午前 10 時から午前 11 時まで
- (2) 場所 長崎市出島町 12-20 長崎タクシー会館 4 階会議室

2. 出席した委員の氏名

阿部委員、小林委員、長尾委員、堀江委員、武藤委員（50 音順）

3. 会議に付した案件の名称

- (1) 会長互選
- (2) 会長職務代理者及び議事録署名委員の指名
- (3) 長崎県個人情報保護条例等の改正要旨について
- (4) 長崎県個人情報保護審査会運営要領の改正について

4. 議事内容

- (1) 審査会会長には、委員の互選により堀江会長が選出された。
- (2) 会長は、武藤委員を会長職務代理者に、長尾委員を議事録署名委員にそれぞれ指名した。
- (3) 番号法の施行及び改正行政不服審査法の施行に伴う長崎県個人情報保護条例、同条例施行規則等の改正要旨について事務局から報告がなされた。

ア 委員質疑

なし

- (4) 長崎県個人情報保護審査会運営要領について、事務局案のとおり改正された。

ア 審議検討

（堀江会長）

第 3 条、第 4 条については削除となり条文を繰り上げているということでしょうか。

（事務局）

はい。

（堀江会長）

実態的に不服申し立てが審査請求に変わったことで負担になることはあるのでしょうか。

（事務局）

実態的にはこれまでどおりとなります。反論書、弁明書を審査庁が処理することとなったため、審査会から理由説明書等を求めることはなくなることとなっただけで審査会の審査としては何ら変わりはないと考えております。ただし、不作為の規定がなされたのでどうなるかというのは不安な状況ですが、現実的に不作為の審査請求があることは考えにくいと思われます。開示に関する諾否決定に関する審査請求はこれまでどおり変わらないと考えています。

(堀江会長)

61 ページ、下のフロー図が新しい制度での運用になると思いますが、審査請求があって弁明書、反論書は審査請求人と実施機関でやりとりをして審査会はその報告を受けて審査するということですか。

(事務局)

はい。しかし、書面上は変わりありません。理由説明書と意見書が弁明書と反論書に変わったというイメージで捉えていただきたいと思います。

(堀江会長)

これまでは、実施機関から説明を求めていましたよね。

(事務局)

それについては今までどおり実施します。

(堀江会長)

それはどの段階で行うのですか。

(事務局)

この図は書類の流れを中心に書かれているもので少し分かりにくい部分があるかと思いますが、 の諮問というところの手続きは書類が諮問書と一緒にあがってくるという意味です。その後の審査会における審査の流れというのはこれまでと同じでございます。必要があれば実施機関に審査会に出ていただいて審査会のほうが直接お話を聞くということについては何ら変更ございません。そもそも新しく審理員制度というものができたと同時に第三者機関に対しても諮問するという制度が行政不服審査法で規定されました。しかし、個人情報保護審査会についてはこれまで第三者機関で審査をしていただいていたという経緯がありますので、不服審査法が求める公正性は十分担保されているということでこれまでと同じ手続きで可能なように法律のほうでも整備されていますので審査会における審査の流れというのはこれまでと同様ということになります。

(堀江会長)

この要領も法律に基づいて必要な部分の改正を行ったということですね。それではこの事務局案のとおりご異議ありませんでしょうか。

【異議なし】

(堀江会長)

それでは事務局案のとおり決定いたします。

5. その他

(1) 事務局報告

【個人情報保護法・行個法についての説明】

現在のところ次回の予定はない。

(長尾委員)

5000 人以下ということは全事業所が対象となるということでしょうか。

(事務局)

小さい企業であってもデータを持っている場合も多く、保護の必要がありますのでそういったところも含めるということになります。

(小林委員)

身体的特徴とあるが、指紋とか心拍とかそういったものも個人情報になるでしょうか。

(事務局)

ビッグデータの関係でそれ自体が個人の特定につながるかどうかというよりも、匿名加工情報つまり誰かを特定できないような情報に加工してデータ化したものであれば流通も可能であるようなことも今回の改正で出てきております。こうした利用の拡大も踏まえ、個人情報を明確化する必要から、身体的特徴も個人情報という定義がなされたということでございます。

(小林委員)

すでにそういうことが決まっているんですか。

(事務局)

2年くらいまでを目処に施行がなされるかと思われま。

(堀江会長)

以上で本日の審査会を終了します。